

東洋史研究

第八十卷 第四號 令和四年三月發行

秦代の御史と監御史

土 口 史 記

はじめに

- 一 御史と監御史
- 二 監御史と執法
- 三 監察官による空間的支配
おわりに

はじめに

581

これまでの秦漢監察制度に關する專論は、前漢とりわけ武帝期に集中してきた。これは武帝期における多様な監察官の出現という現象に起因しており、なかでも刺史の成立をめぐる^①は特に議論が活撥である。^②また御史大夫の職權とその變

化、御史中丞の分離獨立についても豊富な議論がある⁽³⁾。これら漢代の研究に對比すると、秦代については單に「監察制度の萌芽期」と概括される程度で、⁽⁴⁾正面からの詳細な検討はほとんどなされてこなかった。

ただし秦の監察制度のなかでも御史・監御史については一定の研究蓄積がある。櫻井芳朗は、御史が君主側近として登場する戰國時代以降の沿革を論じ、御史中丞が獨立して監察官の長官となった前漢武帝末年を御史制度の確立期と位置づける。このなかで秦の監御史については、統一期以前から郡の官吏を監察すべく設けられ、その後一郡一監の制が定着し、監察のみならず郡守の次官としての性格をも有するようになったことを指摘している⁽⁵⁾。王勇華も、監御史と郡守の職掌が似通うという櫻井芳朗の見解を追認し、郡守を輔佐して地方行政の執行を監督・督促するのが監御史の職掌であったとしたうえで、行政と監察の未分化という視座を提示する⁽⁷⁾。史料の制約のため制度とその運用とが必ずしも區別されていない憾みがあるものの、傳世文獻を網羅した基礎研究としてその價值は高い。

ただしこれらは専ら傳世文獻に基づく研究であつて、秦の御史・監御史に對しては今日の史料水準に基づく全面的な見直しが必要となる。ところが、出土資料を用いた研究においては、かえつて秦から漢初にかけての御史・監御史について検討したものは少ない。その中で第一に取りあげるべきは、出土資料を駆使して秦の郡制を總合的に検討した游逸飛の論考である。游は秦の郡を、「三府」すなわち郡太守府・郡尉府・郡監御史府が互いに犯されない獨立の權限を有して鼎立する均衡状態にあつたとし、各府の具體的な權限について秦簡を用いて明らかにする。それによれば、郡監御史は中央の御史・地方の監御史という二面性を持ち、「中央の監察官吏」としての性質が濃厚であるという⁽⁸⁾。さらに、「秦郡に普遍的に監御史が置かれたのは、地方を鎮撫する郡が秦の中央政府にとって重要な監察對象であつたことを反映する」と、秦代監察體制のなかでの監御史の重要性を的確に指摘する⁽⁹⁾。

しかしながら游逸飛の議論の主眼は郡制全體にあるため、監御史制度の細部についてはなお検討の餘地が残る。また郡について考察するうえでは、監御史と同様に縣の上級機關として監察を擔つた執法との比較が有効にして不可缺だが、史

料公開が最近ようやく緒に就いたばかりである点も相俟つて、この点はなお未着手の状態である。

總じて言えば、御史・監御史制度の研究は、秦・漢初の出土資料による研究と、漢代中期以降の傳世文獻による研究とに分斷されている。前者については一定の成果が出ているものの、新規公開の秦簡による検討の餘地を大いに残している。そこで本稿では、秦代簡牘資料、特に里耶秦簡と嶽麓秦簡を用いて、監御史およびそれと密接に關係する御史・執法等諸官の實態について検討し、もって秦代監察官制の一端を明らかにすることを目的とする。なお簡牘釋文の引用に際しては通行の字體に改め、整理者の標點を改めた部分もあるが、逐一注記はしない。

一 御史と監御史

(一) 監御史の名稱と管區

監御史は一般に始皇二十六年(前二三二)の統一時に設置されたと認識されているが、これは『史記』秦始皇本紀・始皇二十六年條に「分天下以爲三十六郡、郡置守・尉・監」とあることに基づく。しかしながら、監御史は統一以前から存在したことが簡牘資料から判明している。嶽麓秦簡所收の「爲獄等狀四種」^⑩案例一は、始皇二十五年の案件であるが、その第13簡に「監御史」が見えており、統一以前から監御史が存在したことが裏づけられる。

監御史にはいくつかの異なる呼稱があり、游逸飛によれば里耶秦簡に見える「監御史」(里博二二〇^⑪)をその正式名稱とみるのがよく、「監」「郡監」「御史」などはその略稱であるという。^⑫本稿においても史料中の「監」「郡監」はいずれも監御史とみなすが、「御史」に關してはそのまま監御史の略稱と解釋することはできない。御史と監御史は、後述のように前者から後者が派生したという關係にあるが、統一期の秦簡を見れば兩者は明確に區別されていることがわかる。例えば嶽麓秦簡に次のようにある。

●令曰、吏有論繫、二千石、治者輒言御史、御史遣御史與治者雜受印。在郡者、言郡守・郡監、守丞・尉丞與治¹²³者雜受印、以治所縣官令若丞印封印、令卒史上御史。千石到六百石、治者與治所縣令若丞雜受、以令若丞¹²⁴雜受、以令若丞封印、令吏上御史。五【百】以下印行郡縣者、治者受印、以治□□¹²⁵所執法。印不行郡縣及乘車吏以下、治者輒受、以治所令・丞印封印、令吏□□¹²⁶

嶽伍¹²³ 126

●令にいう。吏が繫の罪で裁かれた場合、それが二千石官であれば、裁判擔當者はただちに御史に報告し、御史（大夫）は御史を派遣し、裁判擔當者とともに（當該の吏の）印を受け取る。郡においては、郡守・郡監に報告し、守丞・尉丞が裁判擔當者とともに印を受けとり、裁判が行われた場所の縣官の令もしくは丞の印で封印し、卒史を遣わして御史（大夫）に上呈させる。千石から六百石まで（の官が繫の罪で裁かれた場合）は、裁判擔當者は裁判が行われた縣の令もしくは丞とともに（印を）受け取り、令もしくは丞の印で封印し、吏を遣わして御史（大夫）に上呈させる。五百石以下で公印を有する郡縣の官は、裁判擔當者が印を受け取り、以治…所屬の執法に…。公印を有さない郡縣の官および乘車吏以下の者は、裁判擔當者がただちに受け取り、裁判が行われた場所の令・丞の印で封印し、吏を遣わして…。

123簡「御史遣御史」には二つの「御史」が見えるが、一つ目は御史を統括する御史大夫、二つ目はその配下である一般の御史を指すと考えるのが妥當であろう。¹⁴ 御史大夫が「御史」とも省略されうることは、「丞相御史」と並稱される例が秦漢の簡牘に頻見する點から見て間違いない。二つ目の「遣わされ」ている「御史」は、「吏」の印を受け取りに地方へと派遣されるわけであるから、御史大夫ではありえない。そこで當該箇所はやはり「御史大夫が御史を遣わす」と解釋しなければならぬ。¹⁵

續く文「在郡者、言郡守・郡監、守丞・尉丞與治者雜受印」は、繫と量刑されたのが郡管區内の吏であった場合に、これを郡守・郡監へと報告すべきことを述べる。御史と郡監が同じ條文に見える以上、前文の「御史」を郡監御史の略稱や

読み替えとみなす必然性はないだろう。

さらにここで注目したいのは、「在郡者…」とあるように、わざわざ郡における場合を區別して記している點である。すると、その前の「御史」は内史管區（秦簡では「中」ともいう）⁽¹⁶⁾を擔當する御史であつたことになる。言い換えれば、官吏が「繫」となつた場合の報告先が、内史管區では御史、郡管區では郡守と郡監（＝監御史）というように區別されているのである。監御史は當然ながら郡官なので、内史に監御史がいらないことは言うまでもないが、そこでの同様の役割は御史が擔つていたことがここから判明する。⁽¹⁸⁾

これを踏まえると、次の「監御史」と「御史」が同時に見える條文においても、「御史」とは監御史の省略ではなく、中央所在の御史だと判斷される。

●監御史下劾郡守」、縣官已論、言決郡守。郡守謹案致之、不具者、輒卻。道近易具、具者、郡守輒移48御史以齎使及有事咸陽者。御史掾平之如令、有不具不平者、御史卻郡。而歲郡課、郡所移49并筭、而以決具到御史者獄數率之、⁽¹⁹⁾嬰筭多者爲殿。十郡取殿一郡」、奇不盈十到六亦取一郡。⁽²⁰⁾□50亦各課縣」、御史課中縣官、取殿數如郡。殿者、貲守・守丞・卒史・令・丞各二甲、而令獄史均新地51⁽²⁰⁾

●監御史が劾を郡守に下したならば、縣官は裁きを終えたのち、判決を郡守に報告する。郡守は嚴正にこれを點檢し、（裁判の文書が）完備しない場合はただちに差し戻す。近邊にあつて書類が揃いやすいならば、揃つた文書を郡守がただちに御史に移送し、移送には齎使や咸陽に公務がある者を用いる。御史はこれを令に従つて公平であるか點檢する。（文書が）揃わなかったり、（裁判が）公平でなかった場合、御史は郡に差し戻す。歲ごとに郡の考課を行い、郡が移送した案件を總計し、それを判決（の文書）が完備して御史に到着した案件數で割り、比率の大きいものを殿（最下位）とする。十郡ごとに一郡を殿とし、餘りが六郡から十郡未滿ならば、これもそこから一郡を（殿に）定める。…またそれぞれで縣を考課し、御史は「中」の縣官を考課し、殿とする數を定める方法は郡と同

様とする。殿となった場合、守・守丞・卒史・令・丞は各二甲とし、獄史については新地で均とし：

監御史による「劾」(官が犯罪行為を告発すること)⁽²²⁾の後、郡縣がどのような手續きを取るのかを規定したものである。監御史がある案件について郡守へと劾の文書を下すと、縣官で裁判が實施され、その判決は郡守へと報告される。郡守はそれを點檢したうえで「御史」へと報告する。この報告を送る使者として「有事咸陽者」が指定されているため、報告先の「御史」が咸陽に在るものであることは明らかである。さらに簡の斷裂を跨ぐものの、この後には「御史課中縣官」とあり、「中」の縣官を考課する「御史」とは中央の御史にはかならない。これは前出の嶽伍¹²³・126簡にも見えた内史管區を擔當する御史に當たる。これらの「御史」もまた、監御史ではありえない。

以上により、少なくとも嶽麓簡の秦律令において單に「御史」とだけある場合、御史大夫の省略であるか、あるいはその配下の御史を指すものと考えられる。⁽²³⁾

(二) 御史から監御史へ

前節で見たように、監御史と御史の職掌には共通した部分があり、その際には内史管區すなわち「中」とその外部の「郡」というように擔當範圍が區別されることがあった。こうした「中」内外での御史・監御史の分擔は、秦の領域擴大に伴い、御史から監御史が派生するというかたちで現れたものと推測される。かつて秦の領域が「中」に限られ郡が未設置もしくはまだ少數であった時代に御史が擔っていた職事の一部を、郡が増加して以後のある時點から、監御史という専門の官が擔うようになったのであろう。無論、この時も「中」内部では依然として御史が同様の職事を擔っていたはずである。このような沿革を経た結果、前節で見たような御史・監御史がそれぞれ「中」の内・外で共通の職事を分擔するという狀況が生じたと思われる。

御史から監御史が派生したという觀點は游逸飛が既に指摘しているのだが、その論證の一部には問題がある。游逸飛は

睡虎地秦簡・秦律十八種179簡「御史卒人使者」について、整理小組の指摘⁽²⁵⁾に基づき監御史であると解釋し、監御史はより古くは「御史」であったとみなす。そのうえで、御史は元來中央から臨時に派遣されるもので、地方に普遍的に設置される官ではなかったが、秦の統一前後に至ると監御史となり、郡において固定した治所をもつようになったとする⁽²⁶⁾。しかし、そもそも秦律十八種「御史卒人使者」の「御史」が「監御史」である根拠は整理小組の推測以外にはない。また前述の秦律令における御史と監御史の區別に鑑みても、やはりこのような読み替えは適切とは言いがたい⁽²⁷⁾。

もつとも、御史から監御史が派生したという認識自体は、「中」内外において御史・監御史の職掌が共通していたことを踏まえれば、あらためて肯定しうるものであろう。派生の過程について逐一史料を擧げて跡づけることは困難だが、派生關係を別の觀點から傍證するものとして、ここでは「職事御史」の存在に注目してみたい。

時代はやや降るが、『晉書』職官志によれば、漢代の侍御史には次のような職掌⁽²⁸⁾との區別があったという。

侍御史。案ずるに二漢の掌る所、凡そ五曹有り。一に曰く令曹、律令を掌る。二に曰く印曹、刻印を掌る。三に曰く供曹、齋祠を掌る。四に曰く尉馬曹、廐馬を掌る。五に曰く乘曹、護駕を掌る。

五種の職事分掌が整然と記述されているが、このような分掌が漢代のどの時點で成立したか、またこれが固定的な分掌であったかなどについては不明である。ただ、御史には幅廣い様々な職務があり、一定の枠にとられない臨機應變な對應が期待されたことを反映した記述と受けとることは許されよう。中央の御史の員數が比較的多いのも、同様の期待に應じたものと考えられる⁽²⁹⁾。實際、漢代には「符璽御史」「監軍御史」など、擔當する職事名を冠した御史がいくらか存在している⁽³⁰⁾。これについて安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』は次のように述べる。

侍御史は專稱でもあり汎稱でもある。もし侍御史がある任務に専従するなら「××侍御史」とも呼ぶことができた。その例として「治書侍御史（持書侍御史）」が擧げられる。『宋書』百官志下には「漢宣帝齋居決事、令御史二人治書、因謂之治書御史」という⁽³¹⁾。

同書はさらに、「監郡御史（監御史）」も同じく「××侍御史」の一種とみなしている。⁽³²⁾このような特定の任務に一定期間専従する御史のことを、本稿ではひとまず「職事御史」と稱しておきたい。

職事御史の存在は漢代に限らない。秦代における一例として、里耶秦簡にみえる「治虜御史」が挙げられる。

令曰、吏僕・養・走・工・組織・守府門・劬匠及它急事不可令田、六人予田徒四人。徒少及母徒、簿移治虜御史、御史以均予。

里壹 81756+81757

令に曰く、吏の僕・養・走・工・組織・守府門・劬匠となつてゐる者や、その他の緊急の事がある者が、耕作に従事できない場合、六人ごとに田徒四人を與える。田徒が足りない場合や田徒がいない場合は、帳簿を作成して治虜御史に送り、御史は（縣の間で）均等になるように（田徒を）與える。

治虜御史はその後の史料には見られないため、一時的な任務が終われば中央に歸り一般の御史に戻つたであろうことが示唆される。持續的な官職として固定化することのなかった職事御史の具體例である。

このように、御史に臨時の専従任務を與え、その任務名を冠した職事御史として地方に派遣することは秦においても行われていた。統一以前にもそうしたことはあつたと考えて差し支えないだろう。ならば、監御史もまた本來はこうした職事御史、すなわち中央所在・臨時派遣の御史に由來したということは十分に想定可能である。この想定に大過なければ、御史からの監御史の派生については、職事御史の存在を媒介項として以下のように説明することができるだろう。すなわち、當初、監御史は郡に常在する官職としては存在せず、郡に對して何らかの監察が必要となるたび、中央の御史が職事御史として、おそらくは「監郡御史（郡監御史）」のような名を冠して派遣されていた。その任務が終われば中央に歸り、一般の御史として他の任務を待つのが通常であつた。ところが、郡の増加とその持續によつて、郡への監察は繼續的に必要な任務となつた。かくして統一までのいずれかの時期——郡設置開始の前四世紀後半以後、嶽麓秦簡に確認できる前二二二年までの間——において、監御史が獨立した官職となるに至つた、と。

(三) 監御史の官府

監御史が獨立した郡官となるに伴い、監御史のための官府が郡内に設置されたはずである。逆に言えば、監御史の官府の存在から、監御史が職事御史ではなくなっていたことを確認することができる。游逸飛は、簡牘資料に散見する「監府」を監御史府の略稱とみなしている。⁽³⁴⁾ これをもつて監御史は固定された官府を有したとみて間違いないであろうが、ここではさらに別の視點からも檢證を加えておきたい。

ある任務を帯びて一時的に本來の勤務地を離れた官吏が勤務する場所は、通常「治所」と呼ばれ、その實例が秦簡牘に散見する。次の里耶秦簡は、覆獄の業務を行うために充縣（洞庭郡所屬）⁽³⁵⁾ まで派遣された御史の勤務場所へと宛てられた封檢である。

御史覆獄治充、故令人行。

里壹 8-632+8-631⁽³⁶⁾

「治充」は「派遣先である」充縣での治所⁽³⁷⁾を意味する。覆獄の具體的な對象は不明だが、覆獄に従事する「御史」は明らかに監御史ではなく（監御史であれば「監府」宛てとなるはずである）、中央から一時的に派遣された御史であり、明示されてはいないものの職事御史であったと推測される。同様に臨時派遣の官の執務場所を「治所」と稱したことについては、丞相假史の治所（里博 1-988）、酉陽縣獄史の治所（里壹 8-133）、沅陵縣獄史の治所（里壹 8-910）、覆獄吏の治所（里壹 8-1295）といった類例がある。縣獄史について言えば、本來の勤務場所それぞれの「縣廷」であるはずなので、「治所」に「一時的な移動先での勤務場所」というニュアンスがあることが確かめられる。

一方、前述の通り監御史の勤務場所は「監府」と稱され、里耶秦簡にも實例が見える（里壹 8-1006、8-1644）。「治所」と對比すれば、「監府」には移動先ではない本來の勤務場所、長官が常在する勤務場所といった含義があると考えられる。この點からも臨時派遣の御史と郡常駐の監御史との區別を見出すことができる。

さらに、監御史にはしばしば特定の地名が冠せられる点もまた、監御史が一郡に固定された存在であったことを反映するだろう。⁽³⁸⁾ 例えば傳世文獻の「泗川監」(『史記』高祖本紀等)や桂林監(『史記』南越列傳等)のほか、出土簡牘にも「洞庭監御史」(里博11-34)⁽³⁹⁾の例がある。

ただし簡牘資料においては地名を冠さない例もある。嶽麓秦簡「爲獄等狀四種」の案例一「監御史康効以爲……」(嶽麓14簡)がそれである。この案例の中には、州陵縣(南郡所屬)への言及があるため、ここでの「監御史」はそこを管轄する南郡の監御史であったと推定できるが、簡牘上の表記は「監御史」とのみあつて「南郡監御史」とは稱していない。これは、爲獄等狀四種という文獻の性質ゆえに地名が省略可能となったものと考えられる。爲獄等狀四種は、過去の判例を集め司法業務の参考材料として用いるために編纂されたものと指摘されている。⁽⁴⁰⁾ この用途に照らせば、具體的な地名は必ずしも不可缺ではない。そのため、判例の理解に支障がなければ省略ないしは抽象化された表現となつても問題はなかつたものと捉えておきたい。⁽⁴¹⁾

二 監御史と執法

(一) 監御史と郡守・郡尉

前述の通り、監御史は職事御史から派生したと推定されるが、遅くとも統一の前年までには既に臨時派遣ではなく地方常駐の官となり、基本的に郡内の固定された官府において勤務したと考えられる。この意味で、統一秦における監御史は、中央が臨時に派遣する職事御史とは存在形態が明確に異なる。第三章にて詳述するように、職事御史は監察機能を通じ、秦の統治領域の「面」的な支配を擔う。これに對して、監御史は郡という地方統治機構の中の一つの「點」としての性格を有するようになっていたと言える。ここで問題となるのが、同じく郡の統治機構を構成した郡守や郡尉、そして縣の上

位で監察を擔つたと考えられる執法との關係である。この關係についての史料は必ずしも豊富とは言えないが、出土簡牘から読み取りうる範圍で考察を加えておきたい。

まず、郡の泰守（郡守）と郡尉それぞれが不在の場合の代行について述べた次の嶽麓秦簡を取りあげよう。

郡尉不存、以守行尉事。泰守不存、令尉爲假守。泰守・尉皆不存、令吏六百石以上及守吏（後略）

0370⁽⁴²⁾

郡尉が不在であれば、泰守（郡太守）に郡尉の業務を代行させる。泰守が不在であれば、郡尉を假守とする。泰守も郡尉もいずれも不在であれば、六百石以上の吏および守吏に：

郡守と郡尉とはそれぞれが不在の際、相互に代行することが可能であった。ところが、監御史はそうした代行の候補として挙げられていない。郡守・郡尉の雙方が不在となったときには「吏六百石以上」が代行するので、ここでようやく監御史は代理候補に舉がることになる。いずれにせよ郡守・郡尉を代行する官の第一候補が監御史ではなかったという點は興味深い。郡守府・郡尉府の長官の職務をすぐには代行できないという監御史の位置づけは、それが監察官であることに鑑みれば、必要以上の密接な關係や癒着を豫防するという點で納得できるものである。監御史は郡守・郡尉に對して一歩離れたより特殊な立場にあつたと思しい。この三官のあいだの關係が決して等距離とは言えない點にはあらためて注意を拂うべきであろう。

（二）監御史・執法の監察責任

前述の郡守・郡尉の代行候補として監御史と同様に候補に舉がっていないのが執法である。執法もまた地方監察を擔つたため、監御史と似た立場にあつたとしても奇怪ではない。その一方で、この竝立する監御史・執法の職務がいかに區別されていたのか、今ひとつ判然としていない。その點は別稿においても指摘したが、その後⁽⁴³⁾に公開された史料によつて少しく議論を進め、監御史の權限についてもあらためて理解を深めることが可能となつた。結論から言えば、監御史と執法

とでは監察責任の範囲において相違があったと考えられる。具體的には、監御史はあくまで監察官の立場から郡縣吏を告発するのみにとどまる一方、執法は自身で審理・裁決を下すこともできた。以下にそのことを確認しよう。

監御史による郡縣の司法に對する關與について、傳世文獻では「掌監郡」〔漢書〕百官公卿表〕程度の情報しかなく、具體的な監察の實態については語られない。游逸飛は監御史の職掌を考察する中で、監御史は郡の司法案件に關與することもあると指摘する一方、その司法權には限界があったことを論じている。⁽⁴⁴⁾そこで検討されている嶽麓秦簡「爲獄等狀四種」案例一は、監御史の司法關與に關する數少ない史料の一つであるため、具體的な内容を見ておきたい。以下に引用するのはその一部、始皇二十五年における南郡州陵縣の判決と、それを監御史が「不當」とみなし再審を命じた部分である。

五月甲辰、州陵守綰・丞越・史獲論令癸・瑣等各贖黥。癸・行戌衡山郡各三歲、以當法。先備¹³贖。不論沛等¹⁴。監御史康効以爲、不當、錢不處、當更論。更論及論失者言決。(後略)¹⁴

嶽叁¹³ 14

五月甲辰、州陵縣守令の綰・丞の越・令史の獲が裁き、癸・瑣らをそれぞれ贖黥とする。癸・行は衡山郡の戌卒にあてることそれぞれ三年とする。以上の通り法を適用する。まずは贖刑を完了させる。沛らについては裁かない(以上、州陵縣の判決)。監御史の康が効する。判決は不當で、賞金も支拂われていない。再審の必要がある。再審を行い、前回の裁判時に過失のあった者を確定し、報告すること。(後略)

このうち、南郡假守は州陵縣に對し、そもそも事件の内容は明確であったのだから既存の律令に基づき處分できるはずで、そもそも奏讞には當たらなかったのだと返答している。

ここで監御史は効(告發)を行う主體としてのみ現れ、その後の再審や判決は縣吏、そしてその上級である郡守(ここでは假守)によって行われている。すなわち再審に入ってから以後、監御史は關與していないのである。游逸飛の指摘する通り、監御史は縣の判決に關する問題點を指摘するのみで、まさしく監察の役割を果たすに留まっている。⁽⁴⁵⁾

さらに監御史による効については、前掲の嶽伍48-51においても言及されていた。その要點はあらかし次の通りとなる。

監御史が郡守に効の文書を下すと、縣官は再度の裁判を行い、郡守に報告する。郡守はこの内容を點檢し、書類が具備していればすぐ中央の御史へと送る。御史はこれを點檢し、問題があれば郡に差し戻す。これは郡の考課對象にもなり、この考課で最下位となると、郡守以下の官吏が處分される。

この流れに沿って、嶽叁13-14簡においても再審や上級機關への報告が進められたのであろう。ここでさらに注意すべきは、郡に對する考課で最下位（殿）となった場合の處罰對象についてである。その部分の原文には、

殿者、貲守・守丞・卒史・令・丞各二甲、而令獄史均新地

嶽伍51

とあり、處分對象となるのは郡（郡守・郡守丞・卒史）、縣（令・丞）の各官で、監御史は特に擧げられていない。これは監御史が裁判上の問題を指摘し再審を命じるのみで、その後の審理・判決には介入しなかったことを反映しているよう。であれば、郡縣官吏と監御史とは、司法における責任の所在が異なっていたと言える。すなわち、司法上の不備や過失があれば、直接に審理・判決を行う縣とその報告を受ける郡の責任が問われて處罰されたが、これに對して監御史はあくまで郡縣の活動を監視して不備や過失を指摘する立場であり、その結果として行われる再審などの責任については問われないのである。言い換えれば、監御史は一定程度、郡縣の司法から免責されていたとみられる。

以上のように、官吏の監察のみを主務とした監御史は、その責任も限定的であった。監御史は郡の縣に對する監視をさらに監視する役割を有するが、郡縣内の裁判そのものには直接的な責任を負わない。これが地方監察官としての監御史の立場である。

（三）執法の司法權

前述のように監御史の郡縣司法に對する責任が限定的であったのに對して、執法は自ら審理を行い、判決を下す場合さえあった。

諸執法・縣官所治而當上奏當者、●其臯當耐以下、皆令先決78論之、而上其奏決。79

嶽伍78+79

諸そ執法・縣官が審理し、奏當（適用する罪とその法的根據を述べた文書）を上呈すべき件について、罪が耐以下に當たれば、すべて（執法・縣官が）まず判決し、その判決を上呈させる。

執法・縣33官所已前論不應律者、皆當更論。⁽⁴⁶⁾ 34

嶽陸33+34

執法・縣官が以前に裁いた内容で律に適合しないところがある場合、すべて改めて裁かせる。

執法は縣官と同様に、自ら裁きを下すことがあったと判明する。ただし嶽伍78+79においては、耐以下の罪ならばその判決の通り執行されるが、それより重い罪については上級機關に報告する必要がある、單獨での結審は認められていない。

このように、監察のみの役割にとどまる監御史に比べて、執法はより直接的な司法權を有していた。⁽⁴⁷⁾ では執法の裁判は、どのような場合に行われるのだろうか。まず、縣の裁判において無罪となった案件が、定期的に執法へと報告されていた。

●治臯及諸有告劾而不當論者、皆具傳告劾辭論決、上屬所執法、與計偕。●執法案掾其論

嶽伍335

●罪を審理したのに、あるいは告劾があつたのに裁くには當たらなかつた場合、いずれも告劾・供述・結論の文書を揃えて送り、所屬先の執法に提出する。これは上計と同時に進行。●執法はその裁きについて點檢し：

審理を行つたり、あるいは告發を受理しても、裁くに當たらないと判斷された場合、關聯の文書を取りそろえて執法に報告する必要があつた。執法ではこれを點檢し、不備がないか確認する。この執法院での點檢は、縣の審理のみで有罪を見逃してしまう事態を防ぐため設定された二重點檢の意味合いを持つだろう。執法への報告・點檢は上計と同時に行われるため、執法の縣に對する定期的な監察の機會が確保されていたこともわかる。そして簡の缺損により條文が完全ではないものの、縣の審理に問題があれば執法が縣吏を裁き、處罰することになったと推測される。

次の條文の内容はやや複雑だが、縣吏による告發から執法の裁判が始まったとみられる例である。

●諸爲符官、各悉案符。令初下以來、官報左符到而留者、盡劾、移其獄屬所鞫⁽⁴⁸⁾法、獄屬所鞫⁽⁴⁸⁾法52具論當坐者⁽⁴⁹⁾。後

有留者、爲符官輒効論之。⁽⁴⁹⁾

● 廿 53

嶽陸 52 53

● およそ符（割り符）を作成した官は、それぞれで入念に符を點檢する。令が最初に下されて以降、ある官が左符（符の發給元で保管する右符に對して、相手側に送られる符の片割れのこと）の到着を（符を發給した官へと）報告したのに、（報告を受けた符の發給官が對應を）遅らせた場合、みな効し、獄の所屬先の執法に（効の文書を）送り、獄の所屬先の執法は處罰に當たる者をつぶさに裁くことになっている。これ以降も、對應を遅らせた場合、符を發給した官をただちに効して裁く。 ● 廿

符の作成官が速やかな對應を怠った場合の告發に關する規定である。その告發（効）は執法へと報告され、執法の審理によつて處罰對象が決定される。符の作成官というのは様々に想定できるが、地方においては縣廷がそれに該當することは疑いない。ここで縣が單獨で裁くのではなく、わざわざ執法への報告が規定されているのは、符の送受信という、縣境を越えうる問題に關わるためであらう。

次の條文は、官吏が異動したのちに發覺した問題に對して執法が裁判を行うことについての規定である。

● 令曰、吏徙官而當論者、故官寫効、上屬所執法、執法令新官亟論之。執法【課其留者、以】⁽⁵⁰⁾發徵律論之。【不】
上屬所執法而徑告縣官者、貲一甲。以爲恒。 ● □□□ 第廿二 217 嶽伍 216 217

● 令に曰く、吏が官を移つてから（罪があり）裁かれることになった場合、もとの官（に所屬する吏）が効の文書を作成し、それを所屬の執法に上呈し、執法は新しい任地の官にすみやかに裁かせる。執法は（裁判の）遲滯している者を考課し、發徵律によつてこれを裁く。所屬の執法に上呈せず、直接に縣官に告げた場合は、貲一甲。これを常制とする。 ● □□□ 第廿二

通常、縣吏を告發するのであれば、縣内あるいは上級の郡内で裁判は完結するであらう。しかしこれは「徙官」すなわち官吏の異動後に生じた問題の扱いについて述べるもので、郡縣の枠を越えた調査や審理が必要になるものと想定される。

それゆえ執法への報告が義務づけられているのであろう。執法の役割はここでは「新官」（告發された官吏の異動先の官）に裁判を促すことで、よってそれが遅滞した場合には擔當官を處罰する権限を有した。

次の簡も、やはり行政單位の境界を越えうる問題について執法が裁判を行う例である。

● 令曰、縣官相付受、道遠不能以付受之、歲計而隲計者、屬所執法輒劾窮問、以留乏發徵律論坐者。⁽¹⁾ 嶽伍 299

● 令に曰く、縣官が互いに（錢財や人員を）授受するにあたり、距離が遠くてそれを授受できず、その年（の帳簿上）に計上すべきものを翌年度に繰り越した場合、所屬の執法はただちに劾して取り調べ、留乏發徵律によって該當者を裁く。

縣間での錢財や人員のやりとりについて執法が監視し、會計上の遅滞があつた場合には執法が直接に告發し、審理・處罰することがわかる。

これらの執法の裁判において、縣で發生した問題が郡守ではなく執法へと報告されている理由はなぜか、簡單には解答できない。ただし、いずれも縣の枠のみならず郡の枠をも越えた問題となりうるものであることが注目される。執法の管區、とりわけそれが郡と合致するか否かについて、現有の史料から確言はできない。とはいえ、執法が郡縣の枠を越えた問題を取り扱う官であるならば、執法と郡の管區が常に同一であつたとは考え難いだろう。場合によっては、執法は郡以上の廣域管區を有することもあつたのではないかと推測される。⁽²⁾

執法の司法權についての論述がやや長くなったが、これは現存史料上で監御史よりむしろ執法の司法關與が目立つことに起因する。監御史側の史料が少ないためバランスの取れた考察は困難であるが、執法との對比を通じて監御史の立場がより明確に浮かび上がってくることは間違いない。

監御史・執法兩者の相違を踏まえ、以上の議論を總括しておこう。監御史・執法はいずれも郡縣の司法を監察するが、執法は直接に審理を行い判決を下しえた。この點で、監御史の職掌が監察に止まり司法上の責任を免除されていたのとは

異なっている。執法府の立場はむしろ郡守府に近く、縣の司法上の上級機關としての性格が濃厚であつたと言える。上計の時期ごとに縣から執法に特定の裁判關聯文書が提出されるなど、執法の恒常的な監察機會も確保されていた。⁽⁵³⁾ さらに執法が郡縣の境界を越えた問題を取り扱っている點はとりわけ注目し値する。この問題については章を改めて検討しよう。

三 監察官による空間的支配

中國古代における監察官の存在意義について、渡邊信一郎はかつて空間的支配という觀點から次のように説明した。すなわち、戶籍に基づく百姓把握を主とする秦漢王朝の支配方式は、空間的な領域支配に對しては限界があつたため、これを補つたのが部刺史、督郵、さらに游徼・亭長といった治安・監察機能を擔う官であつた。各級の行政單位を束ねた管區を有するこれらの官の設置によつて、領域支配の體系が全國―郡―縣のなかに重層的に存在することとなつた、と。⁽⁵⁴⁾

監察官によつて空間的な支配が遂行されたという見方は、秦においても當てはまり、簡牘資料によつてその具體的な狀況は一層明らかとなる。ただし、空間的支配を擔う官として際立っているのは監御史ではなく、御史と執法である。この兩官は郡縣の管區を越えた横斷的な調整においてとりわけその機能を發揮した。この點はこれまで筆者が別稿においても論じてきたところだが、ここでは監御史との比較をも視野に入れ、さらに新たな史料をも追加しながら再論しておきたい。

榑山明は、秦代において郡守府から派遣される卒史が、複数の縣に跨がる空間の面的支配を擔う「移動する吏」であつたことを明らかにしたが、⁽⁵⁵⁾ これを受けて筆者は、秦漢律にしばしば見える「都吏」⁽⁵⁶⁾ が、二千石が派遣する卒史等の官吏の汎稱であることを確認したうえで、縣レベルにおいても獄史や獄佐が他縣へと移動して覆獄に關わる業務に従事していたことを指摘した。⁽⁵⁸⁾ さらに別稿において、御史をはじめとする中央諸官がその屬吏をしばしば地方に派遣して覆獄等に從事し、郡縣の業務を補う立場にあつたことに注目した。御史以外にも、丞相および廷尉が、それぞれ丞相史・廷史（廷尉史）を派遣し、地方において覆獄に關わる調査・審理に携わっており、さらに執法もまた屬吏（執法卒史）を治獄のため

派遣していた。⁽⁵⁹⁾ 獄伍157―158簡には「其御史・丞相・執法所下都官、都官所治它官獄者治之（御史大夫・丞相・執法の下す都官や、都官のなかで它官の獄を治する者は（自ら）治獄を行う）」とあり、御史大夫・丞相・執法の都官というのは、具體的には御史・丞相史・執法卒史のことであろう。このように様々な官が治獄等のために屬吏を地方に派遣しており、秦の律令もそれを想定した文言となっていた。⁽⁶⁰⁾

そもそも、秦の地方支配は郡縣のみで完結するわけではなく、それを補う各種の官が中央から折々に派遣され、複数の地方支配の経路が存在するようになっていた。とりわけ御史と執法は、いわば皇帝直屬の屬吏として、郡縣行政に介入することさえ認められていた。執法については既に論じたように、賞金等の支拂いにおいて縣の現錢が不足した場合、執法が縣の請求を受けて「調均」を行い、縣間の現錢を融通していた。⁽⁶¹⁾ さらに、これと似た行爲が御史によって行われた例も見出せる。本稿第一章でも引用した里壹8-756+8-757簡所引の「令」に見える、田徒の分配調整に對する御史の監督がそれである。あらためてその原文を掲げる。

令曰、吏僕・養・走・工・組織・守府門・勛匠及它急事不可令田、六人予田徒四人。徒少及母徒、簿移治虜御史、御史以均予。

里壹8-756+8-757

これは、始皇三十四年に洞庭郡守から遷陵縣丞へと宛てられた下達文書のなかで引用された「令」である。吏の僕・養（炊事係）など下働きを行う者が耕作に従事できない場合、一定数の田徒が補充されることになっていた。それでも田徒が不足すれば、治虜御史へと申告し、治虜御史はこれに應じて「均予」を行う。均予とは各地の田徒数を調整し、均等になるよう分配することであろう。

「治虜御史」の「虜」について、『里耶秦簡牘校釋』は奴隸・僕役の謂とする。⁽⁶²⁾ 確かに、獄肆84―85簡には、吹奏を學ぶ「虜」と歌唱を擔當する「隸臣妾」とが並列され、また獄肆212簡「虜・收人・人奴・羣耐子・免者・贖子」でも虜と諸他の隸屬身分とが並列されるため、その解釋は妥當であろう。であれば、田徒も同じく奴隸の一種、耕作に従事する刑徒の

類であつたとみられる。治虜御史は、そうした田徒の勞働力を調整する任務を特に命じられ、「治虜」という職事名を冠せられていた。そして一縣だけでは對應が困難であらう勞働力の調整を、縣の枠を越えて横斷的に監督したのである。

こうした田徒の數の調整については、執法が擔當する場合もあつた。⁽⁶⁴⁾

●廿七年十二月己丑以來、縣官田田徒有論繫及諸它缺不備獲時、其縣官求助徒獲者、各言屬所執法、執法⁽⁶⁵⁾228爲調發⁽⁶⁵⁾。書到執法而留弗⁽⁶⁵⁾發、留盈一日、執法・執法丞・吏主者、貲各一甲。過一日到二日、貲各二甲。過二日【到三

229日、贖耐。過三日、耐⁽⁶⁵⁾。執法發書到縣官、縣官留弗⁽⁶⁵⁾下、其官遣徒者不坐其留如執法⁽⁶⁵⁾。230（中略）執法令吏

有事縣官者、謹以發助徒⁽⁶⁵⁾234如律令。●曰可。

●縣官田⁽⁶⁵⁾□□令⁽⁶⁵⁾【甲】九235

嶽陸228+235

●始皇二十七年十二月己丑以來、縣官の田において、田徒が繫の罪で裁かれたりその他の事情で缺員となり、收穫の時節に揃わず、その縣官が收穫作業のために徒の援助を求める場合、それぞれ所屬先の執法に申告し、執法は速やかに（縣間の田徒の數を）調整して徵發する。文書が執法のもとに到着したのに留めて徵發しない場合、留めること一日で執法・執法丞・吏の擔當はそれぞれ貲一甲。一日を超えて二日まではそれぞれ貲二甲。二日を過ぎて三日までは贖耐。三日を超えれば耐。執法の徵發に關する文書が縣官に到着したのに、縣官が留めて下さない場合、その官のなかで徒の派遣を擔當する者は遅刻の罪では咎めないこと、執法と同様とする。（中略）執法は縣官に用務のある吏に命じ、援助の田徒を嚴正に徵發させること、…律令の通りとしてください。（以上を提案いたします。）●

（制して）曰く、可。●縣官田⁽⁶⁶⁾□□令⁽⁶⁶⁾【甲】九

「縣官田⁽⁶⁶⁾□□令⁽⁶⁶⁾」との標題を持つ本條では、田徒の調整を執法が監督することが規定される。ここで田徒の調整が必要となる原因として挙げられるのは、收穫時に田徒が「繫」（拘禁で不在となった事例などであり、前掲の里壹8-756+8-757が擧げている事例（史の下働きを務めており耕作に従事できない）とはやや異なっている。また年代についても、この嶽陸228+235簡（始皇二十七年）は、里壹8-756+8-757（始皇三十四年）よりも七年早い。始皇二十七年と始皇三十四年

の間で、監督者がそれぞれ執法・治虜御史と異なっているのは、何らかの特殊な事情があったと推測される。それは官制上の變化というよりは、治虜御史が職事御史であることに鑑みて、里壹8-756+8-757のほうが一時的な對應であったと考えるべきだろう。⁽⁶⁷⁾

いずれにせよ、御史と執法はともに行政單位の枠組みを超えて、財政や勞働力の融通・調整を監督していた。御史は元來固定的な管區を持つものではなく、その時々々の職事に應じて擔當・派遣地域が定められるものである。⁽⁶⁸⁾ 執法の管區については明確ではないものの、前述の通り複數の縣を束ね、あるいは郡をも越える廣域管區を有した可能性すら想定される。こうした兩官の特質により郡縣を横斷する調整が可能となった、というよりも、管區の固定された郡縣に缺けていた柔軟性を補う役割が、御史・執法には意圖的に與えられていたと考えられるのである。

さて、以上に見てきた廣域の空間的支配への關與についての史料の中には、監御史の姿が全く見出せない。これは監御史のあり方について考えるうえでは注目に値する。その背景としては、第一に、前章で述べた監御史の監察官としての限定的な立場を考慮すべきであろう。監御史は郡縣吏に對する監察を行うに止まり、その後には生じる審理・判決には關與せずその責任も負わなかった。であれば、監御史から治獄のための屬吏派遣が行われることはほとんどなかったとしても不自然ではない。これと密接に關係して、第二に、監御史府の吏員規模の問題を考慮すべきである。監御史府の具體的な吏員數について、史料はほとんど何も語らないが、それは郡守府・執法府に比して相當に小さなものであったのではないか。⁽⁶⁹⁾『史記』蕭相國世家に「秦御史監郡者與從事、常辨之」とあり、沛縣の主吏掾すなわち縣の令史であった蕭何は、監御史の業務を常時輔佐していたという。監御史が府内の屬吏ではなくわざわざ縣吏を「常に」用いていたというのは、監御史府の吏員數が相當に小さかったという想定に適合する。

以上、空間的支配という局面における監御史の存在感の薄さについて、その監察官としての限定的な立場および吏員規模の小ささを背景として説明した。ただ、とりわけ後者については史料が少なく、今後の檢證に待つところが大きい。現

状態で言えるのは、監御史府は「點」の統治機構としての性格がより強く、空間的支配あるいは行政單位を跨ぐ横斷的監督といった機能は持ち合わせていなかったということである。

おわりに

新出秦簡に基づいて監御史およびそれと關係する諸官について検討してきた。必ずしも體系的に残るわけではない出土資料に導かれて議論を進めてきたため、論點がやや擴散してしまつた感は否めない。最後にあらためて各章の議論を整理しておこう。

第一章では監御史の名稱と管區について検討した。秦簡において單に「御史」とある場合、それは中央の御史であつて、監御史とは表記上の區別がある。兩者は共通の職務を擔う場合もあり、その際には御史は「中」を、監御史は「郡」をそれぞれ管區とした。これは御史から監御史が派生したことを示す痕跡でもある。この派生については職事御史の概念を媒介として説明可能である。當初、職事御史として一時的な郡監察の任務を帯びるにすぎなかつた御史が、郡の増加に伴う監察の必要性の高まりにより、常置の官職すなわち監御史へと轉化した。この轉化の時期は、前四世紀後半から前三二二年にかけての間である。

第二章では監御史と他の郡級官府との關係を論じた。監御史は郡縣内の裁判そのものには直接の責任を負わず、あくまで監察官としての立場にとどまる。これに對して執法は、自ら裁判を実施することもでき、また縣に對して恒常的な監察を行うなど、縣の司法上の上級機關としての性格が濃厚である。

第三章は空間的支配という視座から監御史の性格を再検討した。空間的支配の實態として、丞相・御史・廷尉・執法などは屬吏を地方に派遣し覆獄などに從事させ、郡縣の業務を補っていた。特に御史と執法は郡縣を跨ぐ横斷的な監督を擔い、秦帝國の空間的支配に寄與した。一方、監御史にそうした役割は見えない。これは監御史の監察官としての限定的な

立場を反映し、また監府の吏員規模の小ささとも関係しているとみられる。

以上の知見からすれば、監御史が強大な権力を持っていたとする見方や、郡守府・郡尉府と拮抗して郡権力を三分したうちの一角をなしたとする見方⁽⁷¹⁾には一定の修正が必要となろう。しかしながら、監御史の存在意義を過剰に低く見積もるのも早計である。監御史は郡縣の裁判を監視するという点で、郡縣の権力を掣肘する存在であったことは動かない。また空間的支配の機能に缺ける点についても、その機能は職事御史や執法などによって果たされていたため、監御史に同様のことはそもそも期待されていなかったと考えうる。であれば、監御史の権限の限定性や空間的支配の機能缺如とは、むしろ異なる権限の複合體として成り立つ統治機構の一部として當然のものと評價すべきである。

さて、監御史のその後の展開についてはほとんど論及することができなかったため、これについて若干の展望を述べて本稿を締めくくりたい。秦漢監察官制の沿革について、『漢書』百官公卿表や『續漢書』百官志などの傳世文獻は、秦における監御史の設置、前漢初期におけるその廢置と丞相史の派出、前漢武帝期の刺史設置に至るまでを一聯の流れとして提示している⁽⁷²⁾。ところが丞相史については秦代既に派出されていた例が見え、傳世文獻のとりわけ秦代に關する部分は必ずしも實態に即していないことがわかる。さらに過去の研究はこうした傳世文獻の單線的な官制沿革のイメージから脱却できていないと思われる。例えば刺史の淵源をめぐって、監御史とする見解⁽⁷³⁾と丞相史とする見解とが併存するが、「監御史↓刺史」と見るにしろ「丞相史↓刺史」と見るにしろ、刺史設置をゴールとしてそこに向かう官制の單線的な發展を想定する點では選ぶところがない。ここには傳世文獻の單純化された記述の強い影響が認められる。

本稿において論じたように、秦の統治機構の特徴の一つは、郡縣を「點」として設置し、「面」の問題には單發的に、かつ様々な監察官を派出するという隨意性・柔軟性である。これは近年發見の簡牘資料によってようやく見えてきた特徴である。そこで、こうした秦の監察官の多様性を踏まえたうえで、武帝期に地方監察の擔當官が再整理されるまでの歴史過程について捉え直す必要があるのではないか。さらに、監察官の存在意義はとりもなおさず皇帝の耳目となつて官吏を

監視することにあるのだから、監察官制の沿革を捉えるためには特定の官の検討と同時に、折々の皇帝権力との聯關がいかなるものかを視野に入れた検討が必要である。この點は從來等閑視されてきたわけではないが、秦漢出土文字資料の増大を踏まえた本格的な再検討が望まれる。以後の課題としたい。

註

- (1) 福永善隆「前漢における中央監察の實態——武帝期における整備を中心として——」『東洋學報』第八八卷第二號、二〇〇六年、南玉泉「兩漢御史中丞の設立及其與司直、司隸校尉的關係」『中國政法大學學報』二〇一一年第五期などを參照。
- (2) 前漢における刺史の成立をめぐることは、紙屋正和「漢代刺史の設置について」『東洋史研究』第三三卷第二號、一九七四年、勞榦「兩漢刺史制度考」『勞榦學術論文集中編』藝文印書館、一九七六年などが初期の研究として挙げられ、その後も數多の論考が發表されているが、本稿の主題ではないため割愛する。最近の研究としては、侯旭東「西漢君相委託制度・說刺義…兼論刺史的奏事對象」『中國古史研究』第七卷、二〇一九年を參照。
- (3) 大庭脩「漢王朝の支配機構」『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、王勇華「秦漢御史大夫の職能」『首都師範大學學報（社會科學版）』一九九五年第一期、陳啓雲「略論兩漢樞機職事與三臺制度之發展」『儒學與漢代歷史文化——陳啓雲文集二』廣西師範大學出版社、二〇〇七年。
- (4) 張晉藩主編『中國古代監察法制史（修訂本）』南京、江蘇人民出版社、二〇一七年など。
- (5) 櫻井芳朗「御史制度の形成（上）」『東洋學報』第二三卷第二號、一九三六年。さらに櫻井芳朗「御史制度の形成（下）」『東洋學報』第二三卷第三號、一九三六年は、後漢における監察制度について御史臺と刺史を中心に論じている。
- (6) 櫻井芳朗「御史制度の形成（上）」（前掲）、一二五—二六頁。また傳世文獻において監御史と郡守の職掌の區別が判然としない點は勞榦も指摘している。勞榦「兩漢刺史制度考」（前掲）、四七九頁。
- (7) 王勇華『秦漢における監察制度の研究』朋友書店、二〇〇四年、一九—二五頁。

- (8) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八七本第三分、二〇一六年。
- (9) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八三頁。
- (10) 年號を記す第1簡は「五年」部分の左半分が缺損しているが、整理者の指摘に従い、始皇二十五年の記事と考えておく。朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡(叁)』上海辭書出版社、二〇一三年、九五、一〇五頁。これについてはまた土口史記「嶽麓秦簡「執法」考」『東方學報 京都』第九二冊、二〇一七年、二八頁をも参照。
- (11) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八二頁。
- (12) 「治者與治所縣令若丞雜受、以令若丞雜受」の「以令若丞雜受」は重複と考え譯さない。
- (13) 「印行郡縣者」およびこのあとの「印不行郡縣者」については、差しあたってそれぞれ「公印の發給を受けている・受けていない郡縣の官吏」とみて譯出した。公印を發給されていない場合とは、私印での勤務を言うものかと推測されるが、詳細は不明。
- (14) この點は既に整理者が指摘している。陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡(伍)』上海辭書出版社、二〇一七年、一五四頁。
- (15) 御史大夫が御史を派遣する例は、里壹 8-538+8-532+8-674「御史大夫縮下將軍下□假御史警往行」にも見られ、こゝでは命令者は省略されず「御史大夫」と表記されている。
- (16) 郡と區別された秦の中心地域は内史によって管轄され、その管區は「中」と呼ばれる。「中」に關する問題については、渡邊英幸「戰國秦の「邦」と畿内」『東洋史研究』第七七卷第三號、二〇一八年、六二一六五頁を参照。
- (17) この點は整理者も既に指摘している。陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡(伍)』上海辭書出版社、二〇一七年、一五四頁注六十四。
- (18) 二千石官が繫と裁かれた際の報告先が、内史管區では御史のみであるのに對して、郡では郡守・郡監の二名となっている。この理由は、他ならぬ郡守(二千石官)が繫と裁かれた場合を考慮したものと推測される。また、その時に官印の受領に派遣される官が「守丞・尉丞」であつて、監御史の屬官が擧げられないのは、第三章で述べる監御史府の屬吏の少なさと對應している可能性がある。
- (19) 「嬰筭多者爲殷」について、「嬰」は秦簡において計算・換算の意味で用いられる(陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第二卷)』武漢大學出版社、二〇一八年、四九頁)。本條の文脈においては、吳雪飛が指摘するように、比率を計算することである(吳雪飛「秦漢簡牘「嬰」字的一種用法」簡帛網二〇一九年十二月一日 <http://www.bsm.org.cn/?qinjian/8191.html>)。なお比率の計算について、前文の「以決具到御史者獄數率之」からは、文書移送の總數(X)のうちの完備した文書數(Y)の割合(Y/X)を計算するように見えるが、それだと續く「嬰筭多者爲殷」

の文、すなわち値が大きければ最下位とされることと矛盾する。これに對して吳雪飛はX/Yの計算を想定している。これならば、完備した文書一件あたりの文書移送数が得られることになり、値が大ききことは文書を無駄に費やしたことを意味し、前後が整合的に通じる。條文自體に何らかの缺落がある可能性も排除できないが、こゝでは吳雪飛の理解に従っておきたい。

- (20) 簡50と簡51の綴合は確實ではないが、ひとまず整理者に従い一聯の條文と考えておく。

- (21) 原文「而令獄史均新地」には別の簡が後續し、年数が續く可能性はある。嶽麓秦簡では、「史各一甲、有(又)令獄佐史均故徼一歲。其故徼縣獄佐史、均地遠故徼、其新地縣獄佐史有約日者、奪日一歲而勿均。」(嶽伍25-26簡)や、「均新地一歲、它如律令」(嶽陸第178簡)の例がある。「均」については、里壹8-1277や里博12-2301に「均佐」の例があることから、官吏の身分の一種とされるが(里耶秦簡牘校釋小組「新見里耶秦簡牘資料選校(三)」簡帛網二〇一五年八月七日 <http://www.bsm.org.cn/qinjian/6449.html>)、詳細は不明である。嶽麓秦簡の用例からすれば、處罰として邊境勤務を命じられた官吏の肩書きに用いられている。

- (22) 現代という「彈劾」とは異なり、「劾」の対象が常に官吏であるとは限らない。ただし監御史が行う「劾」については、その監察官としての立場を考慮すれば、対象は基本的に官吏であったと推測される。「劾」については、鷹取

祐司「斷獄手續きにおける「劾」」『秦漢官文書の基礎的研究』汲古書院、二〇一五年、五〇三—五三六頁、宮宅潔「劾」をめぐる——中國古代訴訟制度の展開——』『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年、二八三—三〇七頁を参照。

- (23) 游逸飛は、里壹8-224+8-412+8-1415「即令卒史主者操圖詣御史、御史案讎更并」の御史についても中央の御史と解釋できると同時に、監御史とも解釋できるとみなす(游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八六頁)。しかしながら本文において述べた理由をこゝでも適用し、やはり監御史ではなく中央の御史と見るべきであろう。

- (24) 郡の設置については土口史記『先秦時代の領域支配』京都大學學術出版會、二〇一一年、一二三—一六四頁。

- (25) 睡虎地秦墓竹簡整理小組「睡虎地秦墓竹簡」文物出版社、一九九〇年、六〇頁。

- (26) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八二頁。櫻井芳朗も同様に、御史は當初、天子の代理として派遣されていたが、のちにそれが制度化して監御史へと轉化したと述べる。櫻井芳朗「御史制度の形成(上)」(前掲)、一二五頁。

- (27) 『秦簡牘合集』もまたこの「御史」を監御史とはみなさず、御史大夫と解釋する。陳偉主編『秦簡牘合集(釋文注釋修訂本)』武漢大學出版社、二〇一六年、一二頁、一三一頁。

- (28) 櫻井芳朗「御史制度の形成(上)」(前掲)、一四五頁は、この五曹が整備されたのは後漢時代だが、前漢時代に既にその萌芽が存在すると述べる。
- (29) 秦代の御史の員数は不明。漢代は四十五人とされる。『漢書』蕭望之傳の注に「如淳曰、漢儀注、御史大夫史員四十五人、皆六百石、其十五人給事殿中、其餘三十人留守治百事、皆冠法冠」とある。また『漢官舊儀』にも「御史、員四十五人、皆六百石。其十五人衣絳、給事殿中爲侍御史、宿廬在石渠門外。二人尙璽、四人持書給事。二人侍前、中丞一人領。餘三十人留寺、理百官也」とある。
- (30) 『史記』趙丞相列傳「趙堯年少、爲符璽御史」、『漢書』胡建傳「時監軍御史爲姦、穿北軍壘垣以爲賈區」など。
- (31) 安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』齊魯書社、二〇〇七年、六五頁。ただし「治書御史(治書侍御史)」については確かに魏晉以降に頻見するようになり、また『續漢書』職官志にも見えるものだが、前漢以前の文獻において確認することはできない。
- (32) 安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』(前掲)、六六頁。
- (33) 具體的には前三二八年～前三二四年のこと。土口史記『先秦時代の領域支配』(前掲)、一三三頁。
- (34) 游逸飛「守府、尉府、監府——里耶秦簡所見郡級行政的基礎研究之一」『簡帛』第八輯、上海古籍出版社、二〇一三年、一三四—一三六頁。
- (35) 允縣が洞庭郡に所屬することは、晏昌貴「里耶秦簡牘郡縣志」『秦簡牘地理研究』武漢大學出版社、二〇一七年、一七五頁を参照。なお『漢書』地理志においては武陵郡所屬とされている。
- (36) 綴合と釋文は何有祖による。何有祖「里耶秦簡牘綴合(四)」簡帛網二〇一二年五月二二日 <http://www.bsm.org.cn/qinjian/586.html>
- (37) この種の封檢の體例と解釋については、土口史記「秦代的領域控制與官吏移動」出土文獻與中國古代文明研究協同創新中心中國人民大學分中心編『出土文獻的世界・第六屆出土文獻青年學者論壇論文集』中西書局、二〇一八年、八〇—八四頁を参照。
- (38) この觀點は既に櫻井芳朗が提示している。櫻井芳朗「御史制度の形成(上)」(前掲)、一二六頁。
- (39) 游逸飛は洞庭郡監御史の官府は臨沅縣に置かれたとする。游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八三頁。
- (40) 陶安「嶽麓秦簡復原研究」上海古籍出版社、二〇一六年、三九六頁。また類似的史料である張家山漢簡・秦獻書および睡虎地秦簡・法律答問の性格に關する榎山明の議論をも參照。榎山明「中國古代訴訟制度の研究」京都大學學術出版會、二〇〇六年、二七七頁。
- (41) もっとも、爲獄等狀四種においては地名のほか、判決に關わる情報すら缺失していることもある。これについては水間大輔「張家山漢簡「秦獻書」と嶽麓書院藏秦簡「爲獄等狀四種」の形成過程」『東洋史研究』第七五卷第四號、二〇一七年を參照。

- (42) 陳松長等『嶽麓書院藏秦簡的整理與研究』中西書局、二〇一四年、二五四頁。
- (43) 土口史記「嶽麓秦簡「執法」考」(前掲)、二八一―二九頁。そこでの検討は嶽麓秦簡第四分冊までの情報に限られている。本稿は第五、六分冊の情報をも加えて考察するものである。
- (44) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八六頁。
- (45) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」(前掲)、四八九頁。
- (46) 同文が嶽陸258簡にも見える。
- (47) 執法が判決まで實施したことを窺わせる史料としてはさらに、嶽伍299簡「屬所執法乃効窮問、以留乏發徵律論坐者」、嶽伍216簡「執法【課其留者、以】發徵律論之」などがある。
- (48) 「執法」の文字は缺損のため見えないが、整理者の復元に從った。陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡(陸)』上海辭書出版社、二〇二〇年、六四頁。
- (49) 「後有留者、爲符官輒効論之」について、素直に讀めば「爲符官」が効を行う主體だが、ここでは逆に「爲符官」は効を受ける對象だと解釋した。というのも、前文「官報左符到而留者、盡効」における効の對象は、「左符到」の報告を受けとりながらもその後の對應を送らせた側、すなわち「爲符官」であり、これと一貫して理解するためである。ここでは「留者」と「爲符官」は同一と考えられる。
- (50) 216簡の「課其留者、以」の部分は、類似の内容を記す嶽陸204簡をもとに推定された文であり、これに疑義はない。なお、兩者の冒頭部分について、嶽伍216簡が「令曰」であるのに對し、嶽陸204簡は「自今以來」となっており、令としてより古い原貌を保っていることがわかる。
- (51) 「留乏發徵律」は、何らかの對應の遲滞(「留」)により、徵發の事業等に支障を生じた(「乏」)場合に適用される律と考えられるが、その律文は現存しない。類似の例として、二年律令・行書律「發徵及有傳送、若諸有期會而失期、乏事、罰金二兩」(二年269簡)は、期限通りに對應しないことで「乏事」をもたらした者への處分規定である。また傳世文獻に散見する「乏興」も同種の行爲であろう。なお、ここで翌年度への繰り越しが「留乏發徵律」によつて處罰される對象となつている理由は明瞭ではないが、おそらくは正當な手續きに依らない場合の處罰規定であろう。これについては宮宅潔「秦代徭役・兵役制度の再檢討」『東方學報 京都』第九四冊、二〇一九年、一五一―一七頁を参照。
- (52) これに關聯して、郡守府が執法府の行うべき職務を代行することもあつたようである。嶽伍59―61に、「●制詔御史聞獄多留或至數歲不決、令無辜者久繫而有辜者久留、甚不善、其舉留獄上59之」。御史請。至計、令執法上最者、各牒書上其餘獄不決者、一牒署不決歲月日及繫者人數、爲60最、偕上御史、御史奏之、其執法不將計而郡守丞將計者、亦上之。制曰可。●卅六1」とある。これは裁決の遅れている案件について速やかな對應を命じる詔令であり、そこ

で裁判案件の集約を擔い、中央官（御史）へと報告を行うのは執法であつた。當然ながら執法はその前に縣からの裁判に關する報告を受けとつてゐるはずである。ここで執法と郡守との關係が窺えるのが、末尾の「其執法不將計而郡守丞將計者、亦上之」である。計は計簿、ここでは未決裁判の情報（縣から執法に提出されたものだろう）についてまとめた帳簿であらう。その點檢を主導する擔當官が執法もしくは郡守丞であつた。つまり、裁判關係の帳簿の點檢を、執法府が主導する場合と郡守府が主導する場合の両方が存在したことになる。「執法不將計」が、一時的な執法の不在を指すのか、あるいは郡守府のみあつて執法府がないような地域も存在したのか、現時點ではわからない。確實なのは執法府と郡守府いずれも「將計」なる業務を擔當したということで、兩者の職務上の共通性が窺われるとともに、郡守府が何らかの場合に執法府の職務を代行しえたことが確認できる。

(53) 土口史記「獄籠秦簡「執法」考」（前掲）、二六―二八頁。

また前注に引用した獄伍59・61簡においても、縣から執法へと定期的に裁判關係の報告がなされたことが読み取れる。

(54) 渡邊信一郎『中國古代國家の思想構造——專制國家とイデオロギー——』校倉書房、一九九四年、三四三頁。

また、楊寬もつとに同様の觀點を有し、各級行政單位におかれた監察官の循行という現象について通時的に檢討している。楊寬「戰國秦漢的監察和視察地方制度」『社會科學戰線』一九八二年二期。

(55) 樑山明「里耶秦簡と移動する吏」『秦漢出土文字史料の研究』創文社、二〇一五年、一二七―一五九頁。

(56) 統一以前は「乘傳客」と呼ばれたことが里壹80.67に示される。

(57) 二年律令114・118簡によれば、乞鞫（再審理請求）からはじまる覆獄の實務を行うのは、郡守等の二千石官から派遣される「都吏」であつた（二年116簡「二千石官令都吏覆之」。また二千石官のみならず御史・丞相が行う覆獄の存在についても言及される（二年117簡「御史・丞相所覆治移延」）。實際に御史が覆獄を行つた例として、里壹80.33+90.33「御史覆獄治完、故令人行」がある。

(58) 土口史記「秦代的領域控制與官吏移動」（前掲）、八四―八七頁。

(59) 土口史記「秦代地方支配途徑再探」徐少華・谷口滿・羅泰主編『楚文化與長江中游早期開發國際學術研討會論文集』武漢大學出版社、二〇二二年、三八六―三九五頁。

(60) 獄伍63簡に「受制詔以使者或下勅吏（制詔を受けて使いする者、あるいは勅を下す（ために派遣される）吏）」とある。派遣する官を特定しない文言を用いることに注目すれば、皇帝ないし中央官が、官吏を告發するために使者を派遣する際、どの官職にある者を遣わすかについて一定の柔軟性があつたことが窺われる。

(61) 土口史記「獄籠秦簡「執法」考」（前掲）、二二―二三頁。
(62) 陳偉主編『里耶秦簡牘校釋（第一卷）』武漢大學出版社、二〇一二年、二二七頁。

(63) 嶽肆84・85簡に「虜學吹柸邑・壤德・杜陽・陰密・沂陽及在左樂・樂府者、及左樂・樂府謳84隸臣妾、免爲學子・吹人（後略）85」とある。

(64) 整理者が既に里壹8756に「田徒」が見えることを指摘している。陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』上海辭書出版社、二〇二〇年、一八三頁注一五。

(65) 「調發」を整理者は「同義復詞」として『漢書』匈奴傳下の師古注「調、發也」などを引用し、徵發の意味とみなす（陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』（前掲）、一八三頁）。しかしこれは別稿で論じた「調均」を踏まえ、「調」は調整の意味で、縣間の勞働力を調整して均衡を図ることを表しているのとみるべきであろう。土口史記「嶽麓秦簡『執法』考」（前掲）、二二―二三頁を參照。

(66) 本條の前後27簡、239簡などにはさらに「縣官田令」という令名が見える。

(67) もっとも、ここでの擔當者が執法と治虜御史とで異なる理由が、田徒不足の具體的な事情に應じたものか、時期の違いによるのかはわからない。ただ、里壹8756が耕作に従事できない事情として「它急事」という相當に抽象的な表現を使っている以上、このときに限って治虜御史に執法の權限をも上同するような廣範な權限が與えられたと見るべきかと思われる。

(68) 第一章で見たように、監御史と共通の職事においては御史が「中」内を擔當するという管區設定が生じる場合もあった。しかしこれはあくまで監御史との分擔がなされた

ためであり、このことをもって御史の活動範圍が常に「中」内に限られていた、あるいは郡管區に御史が派遣されることはなかった、などと言うことはできない。

(69) 蕭何の官職「主吏掾」は、實際には令史を指す。土口史記「秦代の令史と曹」『東方學報 京都』第九〇冊、二〇一五年、四六頁注一〇一を參照。

(70) 安作璋・熊鐵基『秦漢官制史稿』（前掲）、五〇九頁。

(71) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」（前掲）、四九一―四九二頁。

(72) 代表的な記事として、①『漢書』百官公卿表「監御史、秦官、掌監郡。漢省、丞相遣史分刺州、不常置。武帝元封五年初置部刺史、掌奉詔條察州、秩六百石、員十三人。成帝綏和元年更名牧、秩二千石。哀帝建平二年復爲刺史、元壽二年復爲牧」、②『續漢書』百官志五本注「秦有監御史、監諸郡、漢興省之、但遣丞相史分刺諸州、無常官。孝武帝初置刺史十三人、秩六百石。成帝更爲牧、秩二千石」、③『通典』卷三十二職官十四「秦置監察御史。漢興省之。至惠帝三年、又遣御史監三輔郡、察詞訟、所察之事凡九條、監者二歲更之。常以十月奏事、十二月還監。其後諸州復置監察御史。文帝十三年、以御史不奉法、下失其職、乃遣丞相史出刺并督監察御史。武帝元封元年、御史止不復監。至五年、乃置部刺史、掌奉詔六條察州、凡十二州焉」。このうち『通典』の記述の信頼性については、紙屋正和が『漢舊儀』等と比較しつつ批判的に檢證している。紙屋正和「漢代刺史の設置について」（前掲）、三五一―三八頁。

(73) 土口史記「秦代地方支配途徑再探」(前掲)、三九〇—三九一頁。

(74) 櫻井芳朗「御史制度の形成(下)」(前掲)、一三〇頁。

なお、刺史の前身に關する議論は、刺史の所屬先が丞相なのか御史中丞なのかという問題と深く關わる。これに對して福永善隆は、刺史の兩屬的な側面を強調し、監察面では丞相府との關係が強く、禮制秩序維持・治安維持の面では

御史中丞の關係が強いとみなす。福永善隆『前漢刺史再考——武帝期における刺史の設置を中心として』『歷史學研究』八三九號、二〇〇八年。

(75) 勞榦「兩漢刺史制度考」(前掲)、四七七頁、嚴耕望『中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』中央研究院歷史語言研究所、一九九〇年、二七五頁。王勇華『秦漢における監察制度の研究』(前掲)、一八二—一九一頁。

【引用簡牘出典・略稱一覽】

里壹 湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡〔壹〕』文物出版社、二〇一二年。

里貳 湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡〔貳〕』文物出版社、二〇一七年。

里博 里耶秦簡博物館・出土文獻與中國古代文明研究協同創新中心中國人民大學中心編『里耶秦簡博物館藏秦簡』中西書局、二〇一

六年

嶽叁 朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡〔叁〕』上海辭書出版社、二〇一三年。

嶽肆 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡〔肆〕』上海辭書出版社、二〇一五年。

嶽伍 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡〔伍〕』上海辭書出版社、二〇一七年。

嶽陸 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡〔陸〕』上海辭書出版社、二〇二〇年。

二年 彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與奏讞書』張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀』上海古籍出版社、二〇〇七年。

【附記】本研究はJSPS科研費18K00997の助成を受けたものです。

YUSHI AND JIANYUSHI IN THE QIN PERIOD

TSUCHIGUCHI Fuminori

The inspectorate system in Qin period has been studied exclusively on the basis of previously transmitted texts. The resulting understanding needs to be reviewed in the light of the rapid increase in the number of bamboo and wooden documents excavated in recent years. This paper uses the Qin bamboo and wooden manuscripts, especially the Liye 里耶 and Yuelu academy 嶽麓書院 Qin manuscripts, to discuss the function and features of the Jianyushi 監御史, officials in charge of commandery level supervision in the Qin empire, as well as closely related government posts, such as the Yushi 御史 and the Zhifa 執法, in order to elucidate the real situation of local supervision at that time.

Section 1 focuses on the relationship between the Jianyushi and the Yushi. In the Qin bamboo and wooden documents, the term “Yushi” refers only to the central Yushi, not to the Jianyushi stationed in the commandery. However, it is likely that the Jianyushi was derived from Yushi. Originally, local supervision was carried out by the Yushi on an ad hoc basis, but as Qin expanded its territory and the number of commanderies increased, the need for permanent supervision of the commanderies arose. The Jianyushi was then established as a resident officer of the commandery. It is estimated that this occurred between the latter half of the 4th century BCE, when the commandery system was founded, and 222 BCE, when the Jianyushi clearly appears in the excavated documents.

Section 2 discusses the relationship between the Jianyushi and other government officials. Although the Jianyushi had the power to impeach commandery and county officials, he did not conduct the trials himself and was not held responsible for the mistakes of local officials in administrative procedures. The Zhifa, on the other hand, had the power to conduct trials and pass judgment himself. The limited authority of the Jianyushi can be seen here.

Section 3 examines the position of the Jianyushi from the perspective of spatial control in the Qin Empire. Chengxiang 丞相, Yushi, Tingwei 廷尉 and Zhifa all exercised spatial control over the territory of the Qin empire by dispatching their subordinates to various regions for inspection. In particular, Yushi and Zhifa were conspicuous for their ability to coordinate across the commandery and county boundaries. On the other hand, there is no evidence of such a function being performed by the Jianyushi. This reflects the limitation of the authority of Jianyushi,

which was merely a supervisory post within the commandery. The limited authority of the Jianyushi, however, is to be expected given the Qin empire's local governing bodies were a complex of offices with various powers.

ON *GONGYANG* 供養 AND *SUWEI* 宿衛 : A STUDY OF WHY THE EMPRESS DOWAGER'S FAMILY WAS ABLE TO MONOPOLIZE POWER IN THE HAN DYNASTY

SHIMOKURA Wataru

In the bureaucracy of the Han dynasty, the duties called *gongyang* and *suwei* were particularly important. *Gongyang* meant taking personal care of emperor on a daily basis, and *suwei* escorting the emperor day and night. The Han dynasty bureaucracy developed out of institutions dealing with emperor's household affairs, and although these original qualities gradually diminished, this essence did not disappear throughout the Han dynasty. In the Han dynasty bureaucracy, the subordinates known as Shaofu 少府 and Guangluxun 光祿勳 were responsible for aiding the emperor in his daily life. The Shaofu were in charge of the *gongyang*, and Guangluxun were in charge of the *suwei*.

During the Han dynasty, a facility called the Lu 廬 was set up within the area where the palace buildings were arrayed. Among the subordinates of the Guangluxun, were officials collectively called Langguan 郎官 who performed their duties while residing at the Lu. Wang Mang 王莽 is an example of a person who lived in the Lu of the imperial court and became the most powerful political figure by seizing power as the supervisor of the bureaucrats dealing with the emperor's miscellaneous affairs.

At that time, the area reserved for palace buildings occupied most of the site of the imperial capital, which was designed for the emperor's comfort. In common with the bureaucracy, the spatial composition of the imperial capital was also organized to support the daily life of the emperor. Just as in the composition of a building, the lower foundation and the upper structure were inseparable.

Many of the bureaucrats who served the emperor's daily needs were appointed from among those trusted most by the emperor. Eventually, in the era of the Eastern Han dynasty when infant emperors frequently took the throne, and the empress dowager would become his guardian. Members of the empress dowager's family would then be appointed preferentially as bureaucrats to manage the